

政策会議報告書

令和元年5月21日

報告者 総務部長

<p>件名</p>	<p>早朝における時間外勤務の推奨について</p>		
<p>要旨</p>	<p>事務効率の向上・余暇活動の充実などを図ることを目的に、昨年度に引き続きサマータイムが試行実施されることとなっていますが、さらなる取組として、早朝における時間外勤務の推奨についても昨年度に引き続き下記のとおり実施いたします。</p> <p>なお、時間外勤務については、本来行わないことが望ましいことから、その必要性には十分留意し、やむなく行う場合は、本取組を積極的に活用いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施目的 時間外勤務が必要となった際に、通常の勤務時間後における時間外勤務でなく、早朝に時間外勤務を行うことにより、公務能率を向上させ、定時退庁、時間外勤務の削減、余暇活動の充実を図ることを目的として実施します。</p> <p>2 実施期間 7月～9月の夏季期間</p> <p>3 実施方法 本目的による早朝の時間外勤務については、原則として時間外勤務の開始時間が通常の勤務開始時間の1時間以上前となる場合に行うものとします。 また、適正に実施するために、時間外勤務を行う職員は、前日までに必ず所属長に勤務時間と勤務内容を報告した上で行うこととします。</p> <p>4 その他 本取組は、サマータイム導入が困難な所属において積極的な活用を期待するものですが、サマータイムとの併用も可能とします。その場合は、時間外勤務の開始時間が6時30分以前となります。 また、早朝の時間外勤務については、夏季以降も定時退庁や時間外勤務の削減等の観点から、継続して実施することは可能とします。</p>		
<p>所管名</p>	<p>総務部 職員課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9048</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。